強化指定選手規程

第１条（目的）

本規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）が強化指定選手に指定した競技者（以下「強化指定選手」という）に関する事項を定めて、本連盟の実施する強化訓練等を通じて、強化指定選手の技能、競技力の向上を図り、もって各種大会での優秀な成績を修めさせるなどして、武術太極拳競技の向上と普及発展を図ることを目的とする。

第２条（強化指定選手の種別及び本連盟の費用負担）

本連盟が指定する強化指定選手の種別（ランキング）は、以下のとおりとし、その指定条件、指定方法・時期の他、本連盟の費用負担の範囲及び費用負担の条件等は、別に定める強化指定選手ランキング規定および強化助成費規定一覧表に定めるとおりとする。

１　シニアクラス

(1)　特Ａクラス指定

太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手になった者。日本代表選手に指定されて確定。当該国際大会終了によりＡクラスになる。

(2)　Ａクラス指定

太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、ＢまたはＣに戻る。

(3)　Ｂクラス指定

選手強化委員会が実施する春季強化合宿の参加指定を受けた者で、さらに冬季強化合宿の参加指定を受けた者。冬季強化合宿の参加指名で確定。

(4)　Ｃクラス指定

選手強化委員会が指名して、日本連盟トレーニングセンター又は大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受けることができる者。選手強化委員会が行う点検に合格することで、確定。

２　ジュニアクラス

(1)　ジュニア特Ａクラス指定

太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手になった者。ＪＯＣジュニアカップ大会、又は日本代表選考合宿後に、日本代表選手に指定されて確定。当該国際大会終了によりＡクラスになる。

(2)　ジュニアＡクラス指定

太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、Ｂに戻る。

(3)　ジュニアＢクラス指定

選手強化委員会が指名して、日本連盟トレーニングセンター又は大阪トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受けることができる者。ＪＯＣジュニア大会又は８ブロックジュニア大会の結果により、選手強化委員会から強化指定を受けた者。

３　前２項により指定された強化指定選手は、その所属する団体によって東日本強化と西日本強化の２つに分け、主として、東日本強化は日本連盟トレーニングセンターにおいて、西日本強化は大阪トレーニングセンターにおいて、それぞれ強化訓練等を実施する。

東日本強化：東北・北海道ブロック、北関東ブロック、南関東ブロック、静岡県

西日本強化：東海・北陸ブロック（静岡県を除く）、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロック、九州・沖縄ブロック

第３条（強化指定選手の遵守事項）

強化指定選手は、次に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　本制度の目的に即して、技能及び競技力の向上に努める。

（２）　強化訓練及び強化合宿には必ず参加すること。参加できないときは、予め強化コーチに届け出、承認を得るものとする。

（３）　正当な理由がある場合を除き、本連盟が指定する国際大会に出場する。

（４）　本連盟が主催する大会、行事などに参加を要請された場合には必ず参加すること。参加できないときは、予め本連盟に届け出、承認を得るものとする。

（５）　アンチ・ドーピングに関わる全ての基準を適正に遵守する。

（６）　本連盟を代表するトップアスリートとして自覚を持ち、メディアからのインタビュー、取材及び撮影などを受けるときは、身だしなみや服装に注意し誠実に対応する。

（７）　その他、別に定める武術太極拳強化指定選手・ジュニア強化指定選手・強化コーチ等行動規範を遵守する。

第４条（シニアクラスの対外活動の原則及び申請手順）

１　強化指定選手に認められる表演、指導及び講演等の対外活動（以下「対外活動」という）の原則は以下のとおりとする。

(1) 強化指定選手は、外部団体から、直接、対外活動の依頼を受けてはならず外部団体から依頼があった場合には、当該外部団体に対し、日本連盟に依頼するよう伝えなければならない。

(2) 強化指定選手自身が所属しているチーム、団体、都道府県連盟及びブロックにおける対外活動については、日本連盟の承認を要せずこれを行うことができる。ただし、対外活動を行った強化指定選手は、活動後速やかに、日時、場所、活動内容などの活動報告を日本連盟に対し行わなければならない。

(3) 強化指定選手が所属する団体以外の団体、地方連盟、地方ブロックなどから対外活動の依頼があった場合には、強化指定選手は、当該団体に対し、日本連盟に依頼するよう伝えなければならない。

(4) 前(1)乃至(3)の定めに拘わらず、武術活動を職業とする強化指定選手については、対外活動を行うことになるが、強化指定選手制度の趣旨を踏まえ、可能な限り訓練・合宿を優先しなければならない。また、対外活動に他の強化指定選手を帯同してはならない。なお、武術活動を職業とする強化指定選手に該当するか否かについては、選手強化委員会が当該選手から資料の提出を受けるなどして、認定判断する。

2　強化指定選手による対外活動の申請手順は次のとおりとする。

イ　本連盟は、対外活動を依頼する外部団体等の依頼主から、本連盟を通じて選手強化委員会が、所定の申請書に基づいて対外活動依頼の申請を受ける。

ロ　選手強化委員会において依頼を受けるか否かを決定し、受ける場合には派遣する強化指定選手等を選任する。

ハ　選手強化委員会から選任された強化指定選手等が所属する団体に通知する。

ニ　通知を受けた団体は、対外活動を依頼した外部団体等に選任された強化指定選手等を派遣する。

第５条（強化指定選手の解除）

1　選手強化委員会は、強化指定選手が、次のいずれかに該当するときは、年度途中であっても、強化指定選手としての指定を解除し、又は助成費の支払いを停止することができる。

（１）引退した競技者

（２）長期間競技会又は大会に出場していない競技者

（３）第３条ないし第４条に違反した競技者

（４）強化訓練等への参加率が悪く、選手強化委員会が強化指定選手として不適切であると判断した競技者

（５）各種大会及び競技会における成績不良者で選手強化委員会が強化指定選手として不適切であると判断した競技者

（６）強化指定選手のランキングにおいて、Ｃクラスに２年以上留まっている競技者は次年度に指定解除

２　前項の（４）又は（５）、（６）により、強化指定選手を解除された者は、再度、点検を受けて合格した場合には指定を受けることができる。なお、選手強化委員会は、強化指定選手としての指定を解除せず、競技種目の変更により、引き続き強化訓練を受けさせることもできる。

第６条（本規程に属さない事項）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として選手強化委員会で協議し、理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者、強化コーチ等の関係者および強化指定選手等は当該決定に従うものとする。

第７条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

１．　本規程は、令和元年６月１日より施行する（令和元年５月 31 日理事会承認済）。

２．　本規程は、令和６年３月８日に一部改定する。